

お知らせ

恵那市ファミリー・サポート・センター

ひとり親世帯の児童の利用について

ファミリー・サポート・センター事業は、おおむね生後2ヶ月から12歳までのお子さんを対象とし、子育ての援助を受けたい方、援助をしたい方がそれぞれ会員として登録し、必要時に子どもを一時的に預けたり、こども園などへの送迎を頼んだりできる制度です。

令和6年4月から制度改正を行い、ファミリー・サポート・センターをひとり親世帯（恵那市福祉医療費助成のひとり親の受給者証の交付を受けている人）の児童が利用する場合に、年間48時間を上限として、通常サポート料金（1時間当たり400円の区分に限る）に関しては、利用料金の負担が半額となります。

ひとり親世帯の児童が利用する場合は、「ひとり親世帯児童利用申請書」を市に提出し、承認を受ける必要がありますので、事前に申請してください。

また、ひとり親世帯の児童の利用で援助活動をされた方には、依頼会員さんから受け取るはずの利用料金(1時間当たり400円の区分)の半額を、申請により通常の補助金（1時間あたり300円）に加算して補助します。

【利用料金】

(児童1人分の料金)

利用日	利用時間	通常サポート	緊急サポート
平日	午前7時 ～午後7時	1時間 400円	1時間 800円
	上記以外の時間	1時間 500円	1時間 1,000円
土、日、祝日、 12月29日から翌年1月3日まで	終日	1時間 500円	1時間 1,200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間あたりの利用料金とする。
- 2 利用時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに1時間の半額の利用料金を加算する。
- 3 依頼会員は、対象児童の送迎で援助会員が負担した費用について、実費相当分を負担する。

お知らせ

ひとり親世帯の児童を援助された方には、申請により

1時間につき500円（通常サポート料金200円 + 通常補助金300円）

を補助します。

【援助会員さんへの補助の流れ】

① 援助活動後、月ごとに

- ・「恵那市ファミリー・サポート・センター相互援助活動補助金交付申請書」
- ・「活動補助額集計表」
- ・「恵那市ファミリー・サポート・センター相互援助活動補助金交付請求書」

に「活動報告書」を添えて、市役所子育て支援課またはこども元気プラザに申請してください。

② 交付決定後、補助金額を指定された口座に振り込みます。

<留意事項>

- ・申請は、実施した月ごとに翌月10日までに提出して下さい。3月分は、当該年度の3月末日までに提出して下さい。
(締め切り日が、閉庁日となる場合はその翌日)
- ・申請内容に虚偽等ある場合は、不交付、返還請求をすることがあります。

様式は、恵那市ホームページよりダウンロードできます。

ホーム > 恵那市子育てサイト「えなっこ」

> 子育てサポート > 育児サポート > ファミリー・サポート・センター

<問い合わせ・申請先>

こども元気プラザ TEL26-6918 〒509-7205 恵那市長島町中野 414-1